

～制度調査部情報～

2008年2月29日 全2頁

時価評価の範囲拡大

制度調査部

吉井 一洋

私募債も、原則、時価評価へ

【要約】

- 2008（平成20）年2月28日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を決定した。
- 新基準では、時価評価の対象となる債券の範囲を拡大している。これに連関してJICPA（日本公認会計士協会）からも1月24日に「金融商品会計に関する実務指針」と「金融商品会計に関するQ&A」の改正の公開草案が公表されている（3月に確定予定）。
- 新しい会計基準・実務指針は、2010（平成22）年3月31日以後終了する事業年度末の財務諸表から適用が強制される。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首からの早期適用も可能である。

1. 新基準議決、実務指針案公表

◎ASBJ（企業会計基準委員会）は、2008（平成20）年2月28日、「金融商品に関する会計基準」（以下「新基準」と）と「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「開示適用指針」）を議決した。（近日公表予定）。

◎従来の「金融商品会計基準」では、時価評価の対象外となる有価証券を「市場価格のない有価証券」としていた。しかし、新基準では時価評価の対象外となる有価証券を「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」とし、その範囲を縮小している。

◎JICPA（日本公認会計士協会）も、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正案を、1月24日に公表している。JICPAは募集したコメント（2月21日期限）を検討し、3月中に最終版を公表する予定である。

2. 債券の時価評価の範囲拡大

◎新基準により、時価評価の対象となる有価証券の範囲は拡大する。今回の改正で時価評価の対象が拡大されるのは「債券」である。

◎債券については、開示適用指針では、時価を算定することが極めて困難と認められる場合は少なく、限定的であると考えられる旨が述べられている。

◎JICPAの「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「実務指針案」）にも同様の記述がある。

◎さらに、「金融商品会計に関するQ&A」（以下「Q&A」）から、「時価のない債券」について解説していたQ17を削除することとしている。ちなみに、Q17では、以下の債券は時価評価の対象外となる旨を述べている。

- ①私募債で、発行体の格付けがなく、あるいは類似銘柄がないなどの理由で合理的な価額を算定できないもの（例えば、特殊法人等の事業債、ベンチャービジネス等の非公開会社が発行する私募債）
- ②転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権で、それ自体に市場価格がなく、か

つ時価として合理的な価額を算定することが困難なもの

- ◎上記のうち、①については、時価評価の対象になりうる。もっとも「満期保有目的の債券」に分類されている場合は、時価ではなく償却原価法で評価される（この場合、時価の注記は必要である）。②については、非公開会社が発行したものでない限りは、「時価として合理的な価額を算定することが困難もの」の範囲はかなり限定される可能性がある。
- ◎非公開株式などの市場価格に基づく価額のない株式は、これまでどおり、時価評価の対象から除外される。もっとも、債券と同様の性格を持つと考えられる償還優先株式は、時価評価の対象となる。
- ◎私募投信は、これまで Q&A で、中身が時価評価の対象となる有価証券等である場合には、時価評価される旨が述べられていたが、当該記述は実務指針案に移っている。これにより基本的な取り扱いが変わるものではない。しかし、私募債を運用対象としており時価評価の対象外であったという私募投信があれば、時価評価の対象となりうる。
- ◎排出権取引の排出クレジットは、金融商品には該当しない。ただし、排出クレジットを対象とするデリバティブ取引は、JICPA の実務指針案では、現物商品に係るデリバティブ取引に含まれ、差金決済等が予定されている場合、金融商品のデリバティブと同様に会計処理する旨が明らかにされている。

3. 適用時期

- ◎新基準、開示適用指針、JICPA の実務指針（案）、Q&A（案）のうち、上記の改正については、2010（平成 22 年）年 3 月 31 日以後終了する事業年度末の財務諸表から適用を義務付けられる。3 月決算会社の場合は、2010 年 3 月期の年度の財務諸表から適用され、2009 年 4~6 月期、7~9 月期、10~12 月期の各四半期は適用を強制されない。
- ◎ ただし、2010（平成 22 年）年 3 月 31 日以後終了する事業年度以前の事業年度期首からの適用も可能である。3 月決算会社の場合は、2008 年 4~6 月期、7~9 月期、10~12 月期の各四半期と 2009 年 3 月期、2009 年 4~6 月期、7~9 月期、10~12 月期の各四半期の適用も可能である。